

西脇市議会政務活動費の交付に関する条例

平成18年3月30日条例第4号

改正

平成20年9月24日条例第23号

平成24年12月10日条例第25号

平成25年3月1日条例第2号

平成26年12月1日条例第33号

平成27年12月1日条例第35号

平成28年12月1日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、西脇市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、西脇市議会における会派（所属議員が1人の場合を除く。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、毎年4月30日（西脇市の休日を定める条例（平成17年西脇市条例第2号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する休日に当たるときは、その前日において最初の休日でない日）に一括して交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第4条 会派に対する政務活動費は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に年額44,500円を乗じて得た額を交付する。

2 基準日以後の年度の途中（以下「年度途中」という。）に議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず、基準日の属する月から任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が1日に当たるときは、当月分）から政務活動費を交付する。

4 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会により所属議員数に異動が生じた場合で、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を異動が生じた日の属する月の翌月（その日が1日に当たるときは、当月）の末日までに追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派は異動が生じた日の属する月の翌月（その日が1日に当たるときは、当

月)の10日までに当該上回る額を返還しなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中において解散(議会の解散を含む。)したときは、当該会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が1日のときは、当月分)以後の政務活動費を解散の日の属する月の翌月(その日が1日に当たるときは、当月)の10日までに返還しなければならない。

6 前4項の場合において、交付又は調整することとなる政務活動費の額は、月割りで算出することとし、議員1人につき前条第1項に規定する年額を12で除して得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(議員に対して交付する政務活動費)

第5条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、年額44,500円を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、議員が会派に所属する場合であって当該会派が政務活動費の交付を受けるときの当該議員に対する政務活動費の年額は、44,500円から当該議員の所属する会派に交付する政務活動費の年額のうち当該議員に相当する額を控除して得た額とする。

3 基準日以後の年度途中で議員の任期が満了する場合は、第1項の規定にかかわらず、基準日の属する月から任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

4 年度途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が1日に当たるときは、当月分)から政務活動費を交付する。

5 政務活動費の交付を受けた議員が、年度途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する翌月分(その日が1日に当たるときは、当月分)以後の政務活動費を議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が1日に当たるときは、当月)の10日までに返還しなければならない。

(使途基準)

第6条 会派及び議員は、政務活動費を別表に掲げる使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 経理責任者は、収支に係る書類を整理する等政務活動費の適正な執行に努めるものとする。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、関係証拠書類の写しを添付のうえ、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書及び関係証拠書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（収支報告書等の調査及び是正等）

第9条 議長は、前条第1条の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務活動費の適正な使用を確保するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

- 2 議長は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、当該会派及び議員に対し、収支報告書等の内容を是正するよう命ずることができる。

（政務活動費の返還）

第10条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額（第4条の規定による調整後の額を含む。）から、当該会派及び議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、市長に当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

- 2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、政務活動費の全額又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な行為によって政務活動費の交付を受けたとき。
- (2) この条例の規定に違反して政務活動費を支出したことが明らかとなったとき。

（収支報告書等の保存及び閲覧等）

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、翌年度の4月1日を起算日として5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、議長に対し、収支報告書等（西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）第7条各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。）の閲覧を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に認めた者

- 3 議長は、収支報告書等を西脇市議会ホームページにより公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条から第4条までの規定による改正後の西脇市特別職報酬等審議会条例、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、西脇市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例及び西脇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年12月10日条例第25号)

改正

平成25年3月1日条例第2号

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西脇市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の西脇市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月1日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の西脇市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の西脇市議会政務活動費の交付に関する条例により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

政務活動費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	1 会派及び議員が研究会、研修会を開催するために必要な会場借上料及び講師謝金 2 他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために必要な出席者負担金、会費、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。以下同じ。） 、宿泊料及び当該経費に係る振込手数料
調査旅費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な国内の先進地調査又は現地調査に要する交通費及び宿泊料
資料購入費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
備考	1 交通費については、西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西脇市条例第44号）の規定に基づき算出した額とする。 2 宿泊費については、1夜につき13,000円を限度とし、実費額とする。 3 次に掲げる経費に充ててはならない。 (1) 交際費的な経費 (2) 図書購入費を除き備品費的な経費 (3) 会派及び議員が発行する機関誌等に要する経費 (4) 党費その他政党活動に要する経費 (5) 各種団体等に対する補助及び慈善事業に要する経費 (6) 選挙活動に伴う経費